

令和 7 年度農山漁村のこだわりの商品展開事業業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度農山漁村のこだわりの商品展開事業業務委託

2 目的

三重県の農山漁村地域の活性化を図るため、本県では「えがおの学校（平成 21・22 年度）」、「コーディネーター養成講座（平成 24～27 年度）」、「農山漁村起業家養成講座（平成 28 年度～）」を通じ、地域の豊かな資源を活用して魅力ある商品やサービス（以下、こだわりの商品という。）を提供する「地域資源活用ビジネス」に取り組むことができる起業家の育成に取り組んできた。

本業務委託においては、三重県の農山漁村の地域資源を生かしたビジネスに取り組み、地域活性化の担い手として期待されるものの、単独での販路拡大に課題を抱える上述 3 講座の修了生及び修了見込生（以下、修了生という。）を対象に、国内最大の市場規模である関東大都市圏における、都市商店街や都市自治会・町内会が目指す地域コミュニティの活性化や都市高所得者世帯が有する高品質志向、健康志向、サステナビリティ志向（社会・環境・経済の持続可能性を重視する価値観）といった多様なニーズへの対応という課題に着目し、それら双方に対応可能な高品質かつ付加価値の高いこだわりの商品の販路拡大に向けた講座の開催及び展示会、商談会等への出展等支援を行う。

これらを通じ、ビジネスの展開及び拡大に必要な知識を体系的に学び、実践する機会を提供することで、受講生自身が実効性のあるビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）を構築することを目的とする。

また、全体発表会を開催し、本業務委託を通じた受講生の取組について、他の受講生及び他の修了生に対し共有及び横展開を行い、こだわりの商品を活用したビジネス展開が広がり、農山漁村地域の所得向上及び雇用の創出に資することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

4 実施概要

（1）対象者

修了生（令和 6 年度末修了生延べ 166 名）のうち、関東大都市圏を対象とするビジネスの展開及び拡大を希望する者

①参考：えがおの学校（平成 22 年度）

<https://www.pref.mie.lg.jp/MURAS/HP/60566025400.htm>

②参考：コーディネーター養成講座（平成 27 年度）

<https://www.pref.mie.lg.jp/MURAS/HP/89325000001.htm>

③参考：農山漁村起業家養成講座（令和6年度）

https://www.pref.mie.lg.jp/MURAS/HP/89325000001_00004.htm

（2） 対象者数

5名以上。5（1）「講座の企画・運営」については、受講を希望する修了生を対象とし、5（2）「展示会、商談会等への出展等支援」については受講生の中から出展者を5名以上選定するものとする。

なお、3名以上について、商談成約及び継続的な受発注関係の確立を目標とする。

（3） 受講生の負担費用

原則、無料とする。ただし、講座の受講や展示会、商談会等への出展等に係る交通費、宿泊費、飲食費、配送費、個別の広報資材作成費等は受講生の自己負担とする。なお、自己負担経費について、受講生が国、地方公共団体、その他の公的機関が実施する補助金、助成金、給付金等の制度を利用することを妨げない。

5 業務内容

（1） 講座の企画・運営

関東大都市圏における、都市商店街や都市自治会・町内会が目指す地域コミュニティの活性化や都市高所得者世帯が有する高品質志向、健康志向、サステナビリティ志向（社会・環境・経済の持続可能性を重視する価値観）といった多様なニーズへの対応という課題に着目し、ビジネスの展開及び拡大に必要な戦略策定のノウハウを習得し、実効性のあるビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）を構築することを目的とした講座を次のとおり企画・運営する。

1回あたりの講座の時間は、7時間程度を目安とする。

①実施期間・実施回数

令和7年8月中旬から令和8年2月下旬までに、計4回実施すること。

②実施日時・実施会場

受講生が参加しやすいような開催日、時間帯、場所を設定すること。なお、会場の確保や調整など、実施にあたり必要な運営業務を行うこと。

③実施方法・実施手法

原則として、講師派遣による対面型とし、受講生の理解を深めるため、適宜、講義形式・ワークショップ形式を取り入れること。

④講座全体のカリキュラム及びテキスト等の作成

各講座の内容、目的、手法、時間割等をまとめた講座全体のカリキュラムを企画提案書で提案すること。なお、講座の間に（２）「展示会、商談会等」を設定するなど、（２）「展示会、商談会等」での実践の機会と講座全体のカリキュラムが有機的につながるよう配慮すること。

また、カリキュラムに変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議のうえ、確認を受けること。

なお、具体的なカリキュラムについては、受講生の業種、抱える経営課題、経営資源等を踏まえ、三重県と協議のうえ決定することとするが、以下のアからキまでのテーマについては、必ず含めること。また、各講座の開催１週間前までに、講義に使用するテキスト・資料を作成し、三重県の確認を受けること。

- ア こだわりの商品の強みの整理
- イ 関東大都市圏のニーズの収集・分析の手法
- ウ ターゲティング
- エ 価格戦略の構築
- オ 製品改良
- カ 品質保証
- キ ビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）の作成

⑤講師の選定及び日程調整

２目的及び５業務内容（１）③④を勘案して講師を選定し、講師の日程調整・打合せを行うこと。なお、講師については、企画提案書で提案すること。

⑥受講生の決定及び管理等

事務局として、受講生の決定、出欠管理、問合せ対応等を行うこと。

なお、三重県において、別途修了生を対象に参加意向の事前確認を行い、事業開始後速やかに受託者に対して「受講生候補者一覧」（５名以上）を提供する。

受講生の決定にあたっては、受講生候補者を対象に講座等の詳細を通知のうえ、参加意向の最終確認を行い、以下のアの指標を含めた「受講生選考基準」を作成し、三重県とともに審査を行うこと。なお、本選考は、受講生候補者の意向及びこだわりの商品の特性等を踏まえ、関東大都市圏への販路拡大が著しく困難と判断される場合を除き、原則として通過することを前提としているが、効果的な講座運営の観点等から、一定の絞り込みをかける「受講生選考基準」を設けることも差し支えない。

- ア 三重県の農山漁村地域の資源を活用した商品またはサービスであること。

また、本業務委託を通じた受講生の取組については、他の受講生及び他の修了生に対し共有及び横展開を行うものであることから、受講生に対して、事前に講

座内で作成したビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）等の公開・発信について同意を得ること。なお、（２）「展示会、商談会等」での出展等を行わない受講生についても、ビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）を作成し、公開・発信することを前提とする。

⑦講座の運営

講座当日は、会場設営・撤去、受付、講師対応、司会進行、その他講座運営に係る一切の業務を行うこと。

⑧受講生アンケートの作成・取りまとめ

受講生の理解度の確認や講座内容の改善につなげるため、各講座終了後、受講生向けアンケートを実施すること。

⑨欠席者への対応

講師による個別指導や資料送付等のフォローアップを行うこと。

⑩受講生一人ひとりへの助言等のフォローアップ

受講生に対し、（２）「展示会、商談会等」での出展等及びビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）の作成に向けて、講座の理解の定着を図るとともに、出展等に向けた準備を行うことを目的に、受講生一人ひとりへの助言等のフォローアップを行う。フォローアップはオンラインでの実施でも可とする。フォローアップの内容は、以下のア及びイを含めた内容とし、また、本プロセスにおいて、可能な限り、バイヤー、消費者、教育機関、金融機関、市民・地域団体、研究機関等の多様な主体が関与する仕組みを受講生へ提案すること。

ア 関東大都市圏のニーズを考慮した製品改良

イ こだわりの商品の販促のための広報資材作成

なお、（２）「展示会、商談会等」での出展等を行わない受講生についても、ビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）作成に向けて、助言等フォローアップを行うこととする。

（２）展示会、商談会等への出展等支援

講座を通じ学んだ戦略の検証を行うとともに、商談成約及び継続的な受発注関係の確立を目的とし、関東大都市圏における展示会や商談会等への出展等支援を行う。

①出展等を行う受講生の選定

受託者は、出展等を行う受講生（以下、出展者という。）を選定するため、以下のア及びイの指標を含めた「出展者選考基準」を作成し、三重県とともに審査を

行うこと。

ア 事業目的との適合性

イ 実施体制

②実施期間・実施回数

令和7年10月中旬から令和8年1月下旬までに、出展者1人あたり1回以上実施すること。

③実施日時・実施会場

出展者の意向をヒアリングのうえ、三重県と協議し決定すること。その際、各出展者のこだわりの商品の特性や生産体制等を踏まえ、継続的な受発注関係確立につながる適切な展示会や商談会等を提案すること。

また、対象とする展示会、商談会等は、継続的な受発注関係の確立を目的とする観点から、企業間取引（BtoB）を基本とする。ただし、ニーズの収集・分析、製品改良や取引先企業等への訴求等に有効であると認められる場合は、個人消費者向け販売活動（BtoC）を対象として構わない。

④事前調整

出展等の申込など、実施にあたり必要な運営業務を行うこと。

⑤設営及び撤去

出展等に必要な什器等を用意し、基本的なブースのレイアウトや装飾を行うこと。

こだわりの商品の搬入、陳列及び搬出は出展者が自ら行うこととするが、ブース全体の統一感やイメージを損なわないよう管理すること。

⑥商談支援

出展等当日は、講座を担当した講師またはこれに準ずる者が現地にて出展者への助言等の支援を行うこと。

また、1名で出展等を行う出展者に対して、休憩時や商談時の支援を行い、出展者の商談機会を確保する体制を整えること。

バイヤー及び消費者等の反応等を分析し、出展者にフィードバックすること。

⑦運営体制

展示会、商談会等の当日は、会場設営及び撤去、受付、その他運営に係る一切の業務を行うこと。

また、常に出展者及び三重県と円滑な連絡が取れるよう必要な体制を確保することとし、出展等の1週間前までに、関係者やその連絡先などの必要な事項を記

載した体制表を三重県に提出すること。

⑧外部に発信する情報の取扱い

広報その他の外部に発信する情報については、三重県の事前確認を得ること。

⑨記録写真の撮影

記録写真の撮影を行うこと。

なお、記録写真は、県の内部資料とするために求めるものであり、広報に用いるものではないため、記録写真については、事業を実施したことが分かるものであればよい。ただし、写真に写る人の肖像権を侵害しないようにすることとし、写真に写る人から写真を撮ることの了解を得ること。

(3) 全体発表会の開催

本業務委託を通じた受講生の取組について、他の受講生及び他の修了生に対し共有及び横展開するための全体発表会を開催すること。なお、(2)「展示会、商談会等」での出展等を行わない受講生についても、原則としてビジネスモデル(事業展開の構想及び仕組み)を発表するものとする。

全体発表会の構成は、受講生の発表(受講生1人あたり10分程度)及び講師による講評(受講生1人あたり5分程度)を行い、最後に全体総括を行い、全体で6時間程度を目安とする。

なお、一堂に会しての開催とするが、オンラインでの聴講も可能とする。

また、発表を行う受講生や聴講する他の受講生及び他の修了生に対し、アンケートを実施すること。

6 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務完了報告書を作成のうえ、下記のとおり提出すること。

(1) 業務完了報告書の提出

① 提出期限

令和8年3月13日(金)

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

ア 業務完了報告書(記録写真付き)

イ 各講座のテキスト・資料

ウ アンケート(各講座終了時)

エ ビジネスモデル(事業展開の構想及び仕組み)(受講生が作成したもの)

の)

オ 取引明細書（商談成約の内容が確認できるもの）

カ アンケート（全体発表会終了時）

※印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

（２）その他

- ① 報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

【参考】業務内容図

令和7年度農山漁村のこだわりの商品展開事業

(※太枠内が本業務の範囲である。順番は例示であり、このとおりでなくても差し支えない。)

5 (1) 講座の企画・運営

④講座全体のカリキュラム (案)・・・企画提案書にて提案

⑤講師 (候補)・・・企画提案書にて提案

⑥受講生選考基準 (案)・・・企画提案書にて提案



5 (1) 講座の企画・運営

⑥受講生候補者に対し参加意向の最終確認

⑥受講生 (5名以上) の決定



④受講生の業種等を踏まえ、カリキュラムを具体的に決定



⑦講座の運営 (4回のうち一部)



⑩受講生一人ひとりへの助言等のフォローアップ



(出展者以外の受講生)



(出展者)



5 (2) 展示会、商談会等への出展等
支援

③出展・参加する展示会・商談会等
の決定

④事前調整

⑤・⑥出展



5 (1) 講座の企画・運営

⑦講座の運営 (継続) ※



⑩受講生一人ひとりへの助言等のフォローアップ

↓

5（3）全体発表会の開催

↓

6 業務完了後の提出書類

↓

こだわりの商品を活用したビジネス展開の広がり

↓

農山漁村地域の所得向上及び雇用の創出

↓

農山漁村地域の活性化

※5（1）④実践の機会と講座全体のカリキュラムの有機的つながりについて配慮のこと。

7 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打合せを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果品（上記6（1）③の提出物をいう。6（1）③イは除く。各講座でテキスト・資料として使用したとしても、6（1）③ウ・エ・オ・カは成果品に含む。以下同じ）の所有権は、三重県へ成果品の引き渡しが完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、6（1）③エの著作権は、当該ビジネスモデル（事業展開の構想及び仕組み）を作成した受講生が著作権を有するものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。